

事象に関わらず自らのキャリアを主張できる事を確認!

盛地申 第4号 安全で働きがいのある職場を創り出すための申し入れ交渉 ②

第2項 乗務ができないと判断された組合員及び社員が、自らのキャリアを再構想し、主張する事を保証する事。

→ 社員の状況については、面談等を通じて把握しているところである。
なお、社員の運用については、任用の基準に則り取り扱うこととなる。

《組合》社員の現状把握は、面談以外どのように行うのか？

【会社】日々のコミュニケーションで行う事となる。

《組合》ジョブローテーションに対して、現場では事象を起こした事で区別・差別がある事を懸念している。乗務不適と判断された人であっても他の人同様に乗務復帰も含めキャリアプランを主張する事は可能か？

【会社】ジョブローテーションは社員が成長する為に、自由にキャリアプランを描くことができる。今までもそうだが事象の有無に関わらず社員のビジョンは妨げるものではないし、ジョブローテーション施策実施後もその考えは変わらない。

《組合》サポートの点ではどうか？

【会社】事象を起こした社員もそうでない社員も一律に見ている。特別視することなく公平・公正に人材育成を行っていくし、その中で区別・差別することはない。

地本は2018年度に行った申3号「安全で働きがいのある職場を創り出すための緊急申し入れ」団体交渉で議論した内容の土台にたって今交渉を進めてきました。第1項では乗務復帰の可能性を否定するものではない事や、第2項では事象に関わらず自らのキャリアプランを主張できる事を確認し、乗務不適と判断された組合員でも、日々の業務を通じ克服した際には乗務復帰の希望を持ってキャリアプランを描ける事を確認できた事は大きな前進となりました。今後は今交渉の内容を組合員に周知していく事が重要です。安全で働きがいのある職場を全組合員で創り出していこう！

安全で働きがいのある職場をつくる為に堂々と自分のキャリアを主張しよう!